

本庄市男女共同参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画及び多様性を尊重する社会の推進に関し基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画及び多様性を尊重する社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- （2） 多様性を尊重する社会 性別等、年齢、障がいの有無、国籍及び文化的な背景等の違いにかかわらず、全ての人が個人として尊重され、その個性と能力を発揮し、それぞれの違い及び共通点を認め合う調和のある社会をいう。
- （3） 積極的改善措置 第一号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- （4） 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- （5） 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- （6） 教育関係者 市内において学校教育又は社会教育に携わる個人及び法人その他の団体をいう。
- （7） 性的指向 自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。
- （8） ジェンダーアイデンティティ 自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。
- （9） 性別等 生物学的な性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティをいう。

(基本理念)

第3条 市は、次に掲げる事項を基本理念とし、男女共同参画及び多様性を尊重する社会の実現を目指す。

- (1) 全ての人が、性別等にかかわらず、個人として尊重され、かつ、あらゆる暴力及び差別的な取扱いを受けないこと。
- (2) 全ての人が、男女の固定的な役割分担意識による社会的制度又は慣行により、社会における活動の自由な選択に対して影響を受けることのないよう配慮されること。
- (3) 全ての人が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること。
- (4) 全ての人が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動への参画の機会が確保されること。
- (5) 全ての人が、互いの性別等を理解し、尊重するとともに、生涯を通じて健康な生活を営むことができるよう配慮すること。
- (6) 男女共同参画及び多様性を尊重する社会の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを十分理解し、国際的な協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画及び多様性を尊重する社会の実現に向けた施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、施策を実施するに当たっては、市民、事業者及び教育関係者並びに国及び他の地方公共団体と連携し取り組むよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画及び多様性を尊重する社会の実現に努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画及び多様性を尊重する社会の実現に努めるものとする。

- 2 事業者は、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、その教育活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参

画及び多様性を尊重する社会の実現に努めるものとする。

2 教育関係者は、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(権利侵害の禁止)

第8条 何人も、いかなる場合においても、性別等、年齢、障がいの有無、国籍、文化的な背景等の違いによる差別的な取扱い、身体又は精神に苦痛を与える暴力を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、基本理念に反する表現その他男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成を阻害する表現を用いないよう配慮しなければならない。

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画及び多様性を尊重する社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画及び多様性を尊重する社会の実現に向けた基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、本庄市男女共同参画審議会条例（平成18年本庄市条例第19号）第1条に規定する本庄市男女共同参画審議会に意見を聴くとともに、市民、事業者及び教育関係者の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第11条 市長は、基本計画に基づく施策の実施状況を取りまとめた年次報告を作成し、これを公表するものとする。

(積極的改善措置)

第12条 市は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じているときは、市民、事業者、教育関係者等と協力し、積極的改善措置が講ぜられるよう努めるものとする。

2 市は、附属機関及びこれに準ずる期間における委員の委嘱又は任命に当たっては、積極的改善措置を講ずることによりできるだけ男女の均等を図るよう努めるものとする。

(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画及び多様性を尊重する社会の推進に関する施策に

必要な調査研究を行うものとする。

（啓発活動及び学習の機会の充実）

第14条 市は、男女共同参画及び多様性を尊重する社会の推進に関して、市民等の理解を深めるため、啓発活動を行うとともに、学習の機会の充実に努めるものとする。

（相談及び苦情への対応）

第15条 市長は、市が実施する男女共同参画及び多様性を尊重する社会の実現に向けた施策又は男女共同参画及び多様性を尊重する社会の実現に影響を及ぼすと認められる施策について市民、事業者及び教育関係者から相談及び苦情の申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。